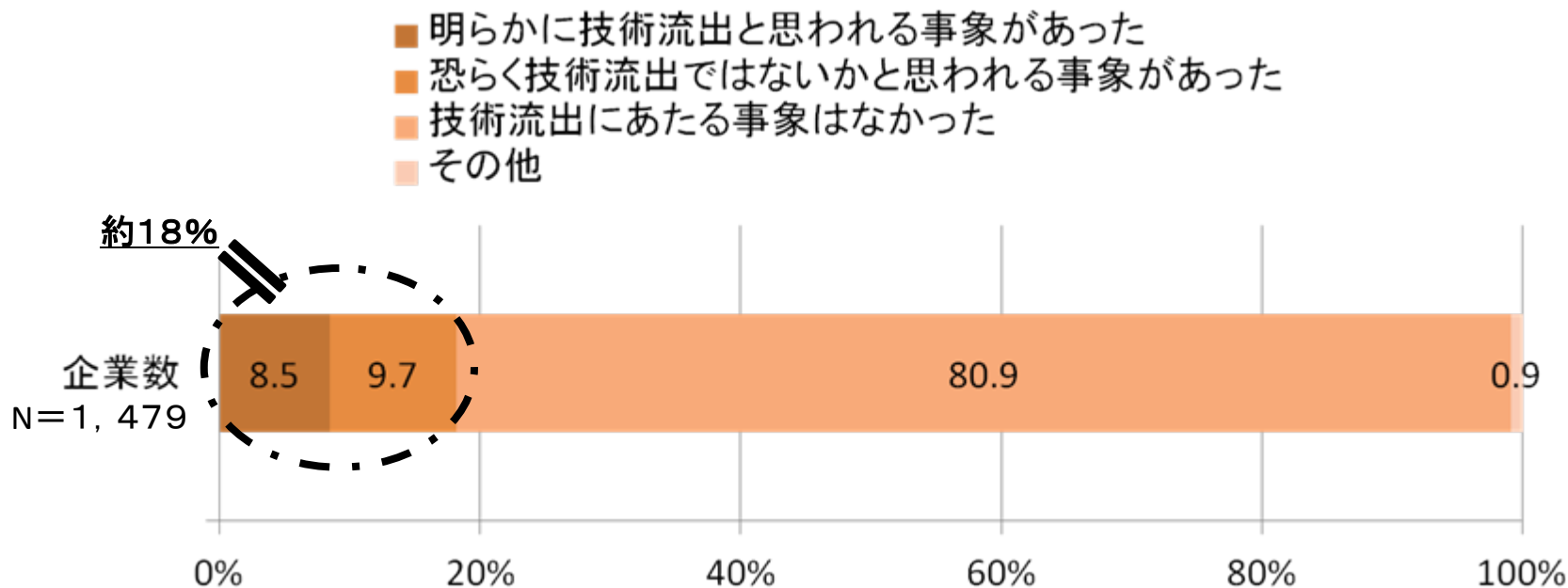


## 1. 技術流出の実態

### (1) 技術流出の状況

経済産業省・厚生労働省・文部科学省がまとめた「平成21年度ものづくり基盤技術の振興施策」(ものづくり白書)によると、約18%の企業において「技術流出と思われる事象があった」と回答している。

図1: 技術流出の状況

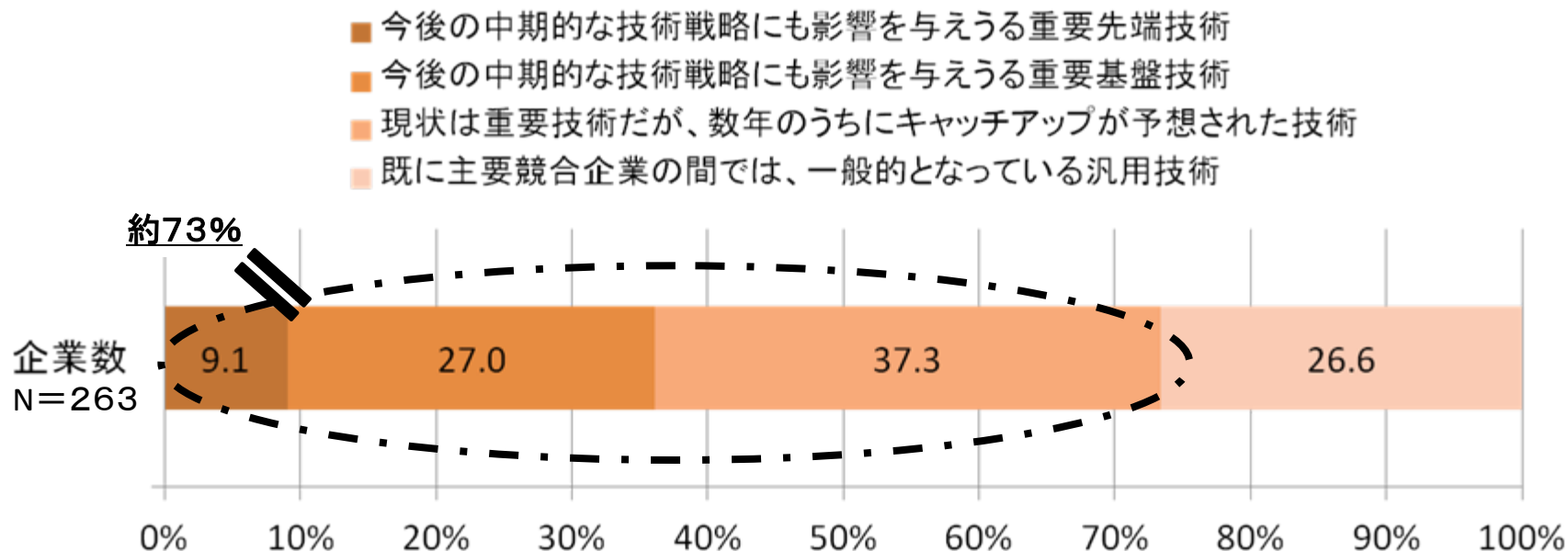


## 技術情報の流出状況の実態等について②

### (2) 流出した技術の内容

前掲「平成21年度ものづくり基盤技術の振興施策」(ものづくり白書)によると、「技術流出と思われる事象があった」と回答した企業のうち、約73%の企業が、流出した技術がその時点において自社にとって重要な技術であったと回答している。

図2: 流出した技術の内容



## 技術情報の流出状況の実態等について③

### 2. 刑事訴訟手続における営業秘密保護の必要性

平成20年10月に行われた調査※によると、実際に技術漏洩の経験を持つ約77%の企業が、刑事訴訟手続において、営業秘密が一般傍聴人に知られてしまうおそれがあるため、非公開審理にするなど、情報漏洩に対する措置を設けるべきであると回答している。さらに中小企業に限った場合、85%が措置を求める結果となっている。

※知的財産の適切な保護・活用等に関する調査研究(経済産業省)  
※中小企業における技術流出の実態に関する調査研究((財)企業活力研究所)

図3: 刑事訴訟手続における営業秘密保護の必要性

- 営業秘密が一般傍聴人に知られてしまうおそれがあるため非公開審理にするなど、情報漏洩に対する措置を設けるべきである
- いかに関業秘密が漏洩してしまうおそれがあるとはいえ、裁判公開原則は貫くべきであって、現行制度のもとでの運用に任せるべきである
- その他

